

建設経済環境委員会記録

日 時	令和7年6月20日(金)	午後 零時58分 ~ 午後 1時56分 午後 2時03分 ~ 午後 3時47分
場 所	第5・第6委員会室	
出席委員	◎小松 幸子 ○岡田 智佳 上橋 しほと 佐藤 浩 坂巻 重男 助川 忠弘 田口 康博 松本 寛道	
欠席委員	橋口 幸生	
委員外 議員	なし	
説明のため 出席した者	副市長(奥田謁夫) 環境部長(後藤義明) 北部クリーンセンター所長(奥野明敬) 経済産業部長(込山浩良) 次長兼商工観光課長(保木 純) 都市部長(坂齊 豊) 都市部理事(沢 吉行) 次長兼建築指導課長(平久和則) 都市計画課長(樋口真一) 土木部長(内田勝範) 交通政策課長(原 晃一) 道路整備課長(田上秀典) 上下水道事業管理者(飯田晃一) 上下水道局理事(小川靖史) 料金課長(佐藤克己) 次長兼経営戦略課長(恒岡厚志) 財政課長(清水雅晴) その他関係職員	

午後 零時 58 分開会

○委員長 ただいまから建設経済環境委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

では、本日は配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意願います。

なお、執行部に反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音、キーボードを入力する際の音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第18号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第22号、令和7年度柏市一般会計補正予算についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、よろしくお願いいたします。では、説明資料の4ページ、説明書の9ページにあります道路新設・拡幅事業の1番、こちらのほうからお願いしたいと思います。ここで委託料ということで計上されておりますけれども、この委託費、私資料として地図も頂いているんですけれども、どこが何をどう調査し、鑑定するのか、教えてください。

○道路整備課長 今回委託補正をお願いしておりますのが、まず1点目に柏第二小学校の南側にあります交差点の改良工事に伴います用地取得関係で、交差点の東側の道路に当たります。道路の南側の用地取得がまだ2地権者用地交渉が完了しておりませんので、こちらの用地交渉に当たりまして不動産の価格と物件の評価額、こちらを算定した上での交渉に臨みたいと思っておりますので、こちらの委託料を計上させていただきます。

○田口 ありがとうございます。それで、道路整備範囲と、それから補正対象地というものがあるって、補正対象地が道路整備範囲を少しかすっているような図になっているんですけども、このかすっている部分についてということに、調査はこの道路整備範囲ということなのかもしれませんけど、これでよろしいでしょうか。

○道路整備課長 今回補正で調査を予定しておりますのは、マンションの前にございます駐車場が道路敷地、起業地に当たりますものですから、こちらの用地取得に関わる委託費になります。以上です。

○田口 ラーメン店がその四つ角にあるんです。こちらは、どうなりますでしょうか。

○道路整備課長 すみません。訂正させていただきます。先ほどのマンションの前に加えまして、ラーメン屋さんの交差点部分の拡幅に関わる用地取得部分の評価に関わる委託になります。以上です。

○田口 ありがとうございます。

それでは、2のほうになりますけれども、高柳駅東口駅前広場整備についてなんですが、こちらの整備範囲の内容について、お願いいたします。

○道路整備課長 こちら高柳駅東口に通ずる駅前広場の整備を予定しておりますまして、駅前広場の入り口の交差点から駅東口の手前までの広場の整備の予定になっております。以上です。

○田口 補正対象地が私が頂いている図には小さな三角形の土地で、航空写真で見ますと、アスファルトに覆われた、今は自転車、レンタサイクルステーションになっているんでしょうか、ここに、あとは民地、家のところ、これをかすっているような図になっているんですけども、この補正対象地の属性といいますか、どういふことで小さな三角形の土地になっているんでしょうか。

○道路整備課長 今回補正の対象地としましては、駅広の入り口の十字路の交差点の駅寄りの西側かつ北側にあります一軒家、こちらの隅切り部分が一部交差点改良に伴いますので、こちらの三角部分の隅切り部分を取得する費用になります。

以上です。

○田口 この場所が土地購入費24万4,000円ということになりますでしょうか。

○道路整備課長 こちらが24万4,000円になります。以上です。

○田口 ありがとうございます。じゃ、よろしくお願いいたします。

それでは、続けまして柏の葉、自動運転バスの実証実験のことについてなんですけれども、これは一般質問のほうで、2019年に始まって、現在7年目ということに

なろうかと思うんですけれども、初めの頃に比べてどのような経緯を経ているか、初めと現在の状況ということで教えていただければよろしいでしょうか。

○交通政策課長 今委員におっしゃっていただいたように、2019年から、11月からということで実証実験が開始をしております、初めに走行していたときというのがマイクロバス程度の車両ということで、実証運行を継続しております、その後路面に例えば磁気マーカ―とって、自動運転を支援するための機器類を設置したりとか、様々な車両の機器類を導入いたしまして、今現在は中型のバスによりまして自動運行が実証運行しているという状況でございます。以上でございます。

○田口 昨年度からの進歩という点ではどうでしょうか。

○交通政策課長 自動運転の実証運行そのものとしては、今現在昨年度と変わりはないところでございます。以上でございます。

○田口 難しいところかもしれないんですが、今後の見通しでいつまで続けるということが想定されますでしょうか。

○交通政策課長 今後の見込みということになります、まず今現在レベル2ということで、運転手が同乗している運行になりますので、今年度中ぐらいを目途にレベル4ということで、自動運転に移行するための準備を今現在進めているというところでございます、その後の見込みといたしまして、そこから先の自動運転の実証運行を継続したことによってどれぐらいの採算性が取れるのかとか、様々な検証というのがその後も進められますので、今現在そこから先どれぐらいのタイミングで実用化されるというところまでの見込みはまだないところでございます。以上でございます。

○田口 それじゃ、日本全体ということもあるかもしれませんが、柏市にもぜひ利益といいますか、市民への還元があることを期待して、よろしく願います。

続けまして、それではこれは後ほどの議案にも出てはいるんですけれども、補正予算で計上されておりますこと、資料は4ページの説明書は8ページになります。じんかい収集のものなんですけれども、こちらの207万1,000円なんです、こちらの全体で299万ということなんです、まず概算で支払われた88万4,724円とこの207万1,000円の性格の違い、特性を教えてくださいませんか。

○北部クリーンセンター所長 初めに、補正予算で組まさせていただきました207万1,000円、こちらは相手方のお三方いらっしゃったんですけど、本件の事故。こちらの方々のうち運転手の方に主婦休業損害賠償金、また慰謝料合わせまして84万9,908円を、また同乗されていたお二方の方に64万2,747円と、またもう一人の方に57万8,163円の慰謝料をお支払いするものになります。こちらが207万1,000円、補正予算になりまして、290万の残りの八十数万円につきましてはお三方の治療費や、あと車両の修理費、こういった被害者救済の観点から先に予備費を充当しまして、必要な金額を相手方にお支払いするために概算払いをしたものになります。救済の観点から支給、お支払いするものは、自治法上と損害賠償の額も予備費の充当認めら

れているということで、財政部局とも相談して、このような使い分けをさせていただいております。以上です。

○田口 こういった事故ないことにこしたことはありませんけども、速やかな御対応いただいたのかなと思いますので、万が一こういう事故があれば今後もぜひともよろしく願いいたします。

それじゃ、続けまして、こちらが議案第22号の補正予算、おこめ券の配付事業で、こちら昨日の質問でも出ておりましたけれども、8,400万円の商品券を送るのに7,800万円のコストと、かかり過ぎという意見がありました。例えば書留で送ることなんですけども、通知文を出して、市役所や近隣センターなどでおこめ券を引き取るということなどでコストを引き下げ、受け取る人にとっては不便だったりするかもしれませんけれども、あまりにもコストが、倍ぐらいかかるということで、こういう検討はいかがでしょうか。

○次長兼商工観光課長 コストにつきましては、御指摘いただいた、御提案いただいた内容のほか、他市の事例で書留ではなく、宅配を使うこと、また宅配と、それから封入、封緘などの事業一体で発注して、低廉な価格でできそうだという事例もございますので、そういった事例に倣って抑制に努めたいと思います。以上です。

○田口 同じ金額を払うのであれば、昨日もありましたけども、対象を広げていただければ、そちらのほうが市民としてはありがたいかなと思いますので、できるだけそういったこともお考えいただければとは思っております。私から以上です。

○上橋 お願いします。まず、18号の補正予算のほうで、柏の葉の自動運転バスのことは私からも質問させていただきま。補正予算、私じゃないですけど、昨日の議案質疑でも部長からあった答弁、路面標示張りつけとかバス停を変えるとか、そういうところが、分析もあるけれども、そういうところに何かより補正予算で投入していくというような印象を受けたんですが、やはり路面標示を増やすとか、その有用性とか効果というところをお示し願えますか。

○交通政策課長 昨年度も実は同様の実証実験を行っておりまして、今年度も同様なんですけども、その中で地域の方々にアンケート調査等を実施していくということによりまして、いわゆる社会受容性ということで、自動運転がどのように受け入れられるのか、あるいは自動運転を走行するために道路を改変することによってそれがどのように受け入れられるのかということも含めて調査をしていくということを予定しております。昨年度の実証実験で社会受容性の調査ということでアンケート調査を実施したんですけども、昨年度で申し上げれば、例えばラバーポールを路上駐車対策として設置をしたことに対しましては、地域の大体8割程度の方がこれについては賛成だという御意向をいただいた一方で、路線バスのドライバーさんからはちょっと走りにくくなったよねというような御意見も多くいただいているというようなところがございます。また今年度もこうした社会受容性のアンケート調査というのは引き続き進めていきたいと考えております。以上でございます。

○上橋 御答弁ありがとうございます。私も職員の皆様より素人でありながらの質

間になるんですけども、長い間手動介入も必要なレベル2での実証実験が続いているけれども、例えば、素人ですけど、システムが路面状況とか、こういう車がこういうところにあるから、それでよけていくというのをどんどん学習していくのかなというイメージを持っているんですけども、データの蓄積というのはやはりそれでもまだまだ時間を要するものなんでしょうか。

○交通政策課長 私もそこまで専門的な知識はないんですけども、自動運転の走行自体はそういった障害物を回避したりという技術そのものはもう出来上がっているというふうには聞いておまして、ただ一般的な通行の際には例えば路上駐車を回避するためにどれぐらい、離隔距離といたしまして、近づいてしまうというような状況、あるいは対向車線から対向車が来ると、接近するというようなことを都度都度自動運転側のシステムが判断していくというところの判断材料になるようないわゆる基準といたしまして、そういったところまでがまだいまいち確立されていないというふうに聞いておりますので、そういったものを確立するのがそもそも早いのか、あるいは走行空間側で解消できるものなのかということについては今現在様々な方面から実証実験行われておりますので、そういったものを組み合わせた形で最適解を見いだしていくのかなというふうに思われます。以上でございます。

○上橋 御答弁ありがとうございます。では、もう一つ、それを踏まえた上でも、先ほど田口委員へ答弁されているように、今年度中、令和7年度中、レベル4になればいいという期待及び目標ということになりますか。

○交通政策課長 今年度中にレベル4ということで、今東大さん含めて関係者のほうで具体的なレベル4に向けた手続というのが、法律上の手続が必要になってきますので、そういった手続のための準備をまさに今進めているという状況だと伺っております。以上でございます。

○上橋 御答弁ありがとうございました。アンケートであったり、それによって路面改変したり、及びシステムの確立でレベル4とかに向けていく、行く行くの実用化を私も期待している立場でありますけれども、この事業が推進していくことを期待しておりますし、引き続きよろしく願いいたします。

では、次は22号のおこめ券のほうを少し質問させていただきます。昨日の追加議案の説明のとき、私はそのときは発言はしなかったですけども、いろんな周知のことでコールセンターであるとか、チラシでいいんじゃないかとか、手法は両方あるとは思うんですけども、使えるお店のこととかの案内をしていくという話が出ていました。少し、だんだん棚に全くないという状況は減ってきているかなと思うんですけども、1家族1点までとかいう感じでなっているから、銘柄米含めて。本当に買えないという状況は減ってきているかと思いますが、言わば市内の流通状況とか陳列状況とかは担当課として現状どのように把握されているのかをお示し願えますか。

○次長兼商工観光課長 全体を統計的にきちっと把握したものはないんですけども、肌感覚としては一時期よりもきちっと店頭と並んでいるのかなという印象を持

っています。以上です。

○上橋 ありがとうございます。支給されても使えないということは、確かにそこまでの危機的なあれはないというところは思いますし、そういう、今の回答は受け止めました。ありがとうございます。私もプッシュ式で送るというところについても質問したいと思います。まず、プッシュ式でやるということなんですけれども、事業準備、議案が可決されて、準備進めていく。そして、こういうふうに今度おこめ券を対象世帯にお届けしますという周知をどのようにしていくのかをお示し願えますか。

○次長兼商工観光課長 広報かしわでの周知、ホームページの周知を考えております。以上です。

○上橋 分かりました。広報かしわとホームページということですね。そういう媒体をあまり注視しない人、要するにチェックしない人はやっぱり届いたら、あっ、届いたんだというふうに分かるんだなと思います。先ほど田口委員の発言にあったように、手紙だけ出して来てもらうというよりは、やはりそういう情報を積極的に収集しない人でもうちに届いたんだというふうになったほうが良いという判断ということになりますでしょうか。

○次長兼商工観光課長 やはり極力お手間をかけないという意味でこちらからお送りをする。周知が届いていない場合は、これは何かというお問合せあるかと思うんですけども、そこは丁寧に対応していきたいと思います。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。あと、もちろん望ましくはないですけども、不着で再配送も想定した宅送とかの委託料であるというふうに、昨日とか議案の会派控室での説明のときに聞いておりますけれども、対象の約4万2,000世帯中どれぐらいが来るのかなという、一回戻ってきちゃうというところ、何件ぐらいは起り得るといふふうに想定していますか。

○次長兼商工観光課長 過去の同種の事業等から5%程度今見込んでおります。以上です。

○上橋 分かりました。これも望ましくないんですけど、万が一おこめ券、持て余してしまうようなことになった場合、どうしていきますか。

○次長兼商工観光課長 余剰の場合ということかなと思いますけども、ちょっとそれはこれから検討したいと思います。以上です。

○上橋 分かりました。もちろんあまりあってほしくないことなんですけども、そういう事態も想定して、無駄にならないようには本当にしていただきたいというところは改めて伝えさせていただきたいと思います。やはり抑制のところ、昨日、おとといだったり、今日の質疑でもいろいろ出てきて、市としてももちろん無駄にそういうふうなコスト抑えるところは抑えていくという答弁もありましたので、この事業がやっぱりちゃんとした事業として確立できるようにしていただきたいと申し述べさせていただいて、終了させていただきます。

○松本 では、自動運転バスの国庫補助の内容をお示してください。

○交通政策課長　こちら国土交通省の走行空間実証実験ということでの補助金ということになりまして、補助率が10分の10、100%の補助となっております。以上でございます。

○松本　過去の国庫補助の状況をお示してください。

○交通政策課長　昨年度申請を、同様の実証実験を行うのに同様の今回の走行空間実証実験の補助金の申請をして、採択を受けたという状況でございます。以上でございます。

○松本　それ以前の過去についてお示してください。

○交通政策課長　それ以前ということになりますと、市のほうで補助金申請を上げているという状況はございません。以上でございます。

○松本　これまでそうしたら実験というのはどういった財源で行われていたんでしょうか。

○交通政策課長　こちらの実証実験そのものは、柏ITS推進協議会ということで東京大学、民間企業、それと柏市も組織に加わっておりますけれども、約60団体ほどの組織となっております、この中で自動運転バスの導入検討会という、そういう部会を立ち上げて、そこで各企業さん、東大さんも含めてですけれども、様々な資材というか、人の配置も含めてということになりますけど、持ち寄りというようなことで進めているものだというふうに認識しております。以上でございます。

○松本　今回大きな補助がついていますが、これで大きく進むということでしょうか。

○交通政策課長　この実証実験そのものでこの先すごく変わるよというようなことではないかなと思っておりまして、これまで進めてきた実証実験の積み重ねの一つにすぎないかなというふうに感じております。以上でございます。

○松本　次年度以降の国庫補助の見通しをお示してください。

○交通政策課長　次年度以降については、今のところ国の補助金の申請というのは予定はございません。以上でございます。

○松本　次に、物価高騰対応支援地方創生臨時交付金です。3月の補正のときには、市の負担なかったと思いますが、今回市の負担があるのはなぜでしょうか。

○財政課長　3月の補正の際も市のほうの負担はございました。具体的に申し上げますと、事業費としましては総額で約7億2,000万円のところ、交付金の見込額、収入が約6億7,000万円というところでございます。今回も交付金の歳入見込み1億1,400万円に対しまして、歳出予算額1億6,200万円という形で予算計上させていただいているところでございます。以上になります。

○松本　15億円のものはどうでしたか。

○財政課長　15億円の給付金ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）給付金の場合は、全額国庫補助という形になります。以上になります。

○松本　お米についてなんですけど、皆さん、消費者が値上げになると困るから、たくさん自宅に抱えて、自宅に備蓄してしまって、さらにお米を買うということをし

ているということで、国のほうでもそんな自宅の米から先に食べて、米の値上がりを国全体で抑えていこうとしている中で、米を買うこと推奨するという、こういった施策なんでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 自宅にお米を備蓄しているといったところでの物価高騰という認識では基本的にはありません。今回については、私どものほうでも調べさせていただいたんですけども、消費者物価指数によりますと、令和6年4月と令和7年4月においてはお米について1年間で98.4%上昇しているということで、ほぼ倍近く上がっているということです。やはりお米に対してのニーズが高いというところもございましたので、今回このような対応をさせていただいたところでございます。以上です。

○松本 おこめ券の配付は、お米の値段を上げる方向にはならないですか。下げる方向になりますか。

○次長兼経営戦略課長 実際にお米の今買い控え、要はお米が高くて買い控え、購入をためらう方がいらっしゃるんだろうというような推測の下で私どものほうでこのような施策を考えたところでございます。以上です。

○松本 自宅に備蓄している米から先に食べて、その後で買うようにするというような形では進めないのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 御自身の御自宅にどれぐらいのお米が備蓄されているかというのは私ども全く把握できておりませんので、そのようなところから判断というのはなかなか難しいという認識でございます。以上です。

○松本 消費者心理として、値上げが今後見込まれる場合には、やはり自宅に備蓄をしていくという考えになるのではないのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 一定程度そういった購入できるような家計の御自宅であれば、そのような考えもあると思いますが、今般の場合には非課税世帯を対象にということで、そういった備蓄もままならないという方もやはり一定程度いらっしゃるという認識でこのような枠組みとして考えております。以上です。

○松本 この交付金のメニューとしては、ほかにどのようなものが考えられたのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 今回の交付金の趣旨ですけども、推奨事業メニューとして生活者支援と事業者支援と2つの区分で活用というような提案がございます。その中で、やはりエネルギー商品価格等の物価高騰、あとは消費を下支えする生活者支援、あと省エネ等の家電買換え等、あとは中小企業に対するエネルギー等の対策支援、医療、保育施設等に対する物価高騰対策支援というようなメニューがございます。以上です。

○松本 ほかのメニューを選ばなかったのはなぜでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 本議会のほうでも御説明しておりますけども、今回私どもがこのような判断に至った理由というのは物価高騰ということで、やはり今回国のほうでも一般会計の予備費を切り崩して、応急的に対応しているというところがござ

います。それで、今回私ども1,000億円の国の予備費切り崩しのうちの1億1,400万円が柏市に配分されているというところでございます。ですので、私どもとしてはやはり可及的速やかにこのような物価高騰対策に対応できるようなもので対応していきたいということで、先ほど来申し上げておりますお米というところでの対応というのを考えたところでございます。以上です。

○助川 一般会計補正予算、自動運転のところ、もう一回確認も含めて幾つかお聞きしたいんですけども、レベル2の実験が昨年度でまず終わったわけなんですよ、ひとまず。区切りがついたといいますか。新たにまた改めて補助メニューとしてが3月までじゃありませんでしたっけ。お願いします。

○交通政策課長 実証運行というよりは、走行空間を改変する実験を昨年度行いまして、それは一度終わりましたが、今回また新たに同様の実証実験を行うというところでございます。以上でございます。

○助川 今回がレベル4ということでの、レベル4を目指してということで、たしか話聞いたときはレベル2からレベル3になっても結局運転手がいなければならないので、レベル2からレベル3にする意義というのはあまりなくて、レベル2からレベル4に行くということとはたしか先生も話をしていたなと記憶しているんですけども、例えば羽田なんかたしかレベル4の実験なんかをしており、かなり路面コントロールというか、車両のコントロールができる地域でないとやっぱりレベル4ってなかなか厳しいという話は聞いているんですけども、そういった中で柏市の柏の葉でレベル4での運行実験を行っていく意義というのは、一自治体としてもやっていく意義というのは、日本の自動運転の中でこういった意義があるのかというのをもう一回教えてもらっていいですか。

○交通政策課長 まず、自動運転の実証運行というのは、今現在国内で様々な地域で行われておるんですけども、まず柏の葉のような、車両の混在空間と呼んでいただけますけれども、いわゆる別の車両が走っていたり、自転車走っていたり、歩行者が走っていたりという、そういった混在空間で実証運行を行っている事例というのはなかなか珍しいというふうに聞いております。ですから、柏の葉でこういった状況の中で自動運転レベル4が実現するということになると、国内の様々な地域でそれが展開できる可能性を秘めているものだと考えております。以上でございます。

○助川 委員長、ちょっと請願のほうの話も少し入っちゃったら指摘してください。抑えながら話します。自動運転に期待しているところというのは、やはり交通不便地域の解消であろうなと思うわけなんですよ。そういった中で、この辺だと見に行っただところは茨城の境町なんかはかなり強くやっているなという印象なんですけれども、そういった中で境町というのはレベル幾つでやっていたかって記憶にありますか。

○交通政策課長 レベル2の運行だと思います。以上でございます。

○助川 ありがとうございます。ぜひ柏でやっている中でこの自動運転、柏の葉においては同じような中型バスでレベル4の運行を目指していこうということによる

しいんでしょうか。

○交通政策課長 中型バスでのレベル4ということを目指しているというところでございます。

○助川 分かりました。これに関しては、まず大賛成なところでありまして、同時に柏市でこういった自動運転を行っているんだけれども、やはりまだ柏市の中でレベル2であって、小型化した中での自動運転での柏市としての実証実験としてはなかなか実証というよりも運行はまだまだできていないと思うので、これをきっかけにしながら、研究を進めながら交通不便地域の解消に向けた取組もぜひこういったところで研究を進めてもらいたいと思いますけども、それいかがでしょうか。

○交通政策課長 委員御指摘のとおり、今現在様々な地域でバスの運転手不足とか、そういったことによって例えばコミュニティバスを走らせようとしてもなかなか担い手がいないよという問題もございますので、こういった技術が進歩することによってこういった問題を補えるというふうに私どもも感じておりますので、やはり公共交通空白不便地域、市内にも多くございますので、そういったところにも展開できるように行く行くは考えていきたいというところでございます。以上でございます。

○助川 ぜひ組織体制含めて、土木部のほう、また交通政策課のほうのこれからの活躍を期待しながら、残りはまた残りの請願のほうで今度はお話しようと思しますので、私からこれに関してはぜひ頑張ってほしいという思いを込めて、終わりにします。

○佐藤 おこめ券のことについてちょっと1点だけお伺いしたいと思います。事務費なんですけれど、委託料、事務費なんですけど、5,700万円あるんですが、昨日の本会議での質疑でもありましたが、これコールセンターをやらなかったとしたら幾らになるのか、あるいはコールセンターをやる費用だけは幾らになるのか、どちらかでもいいので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○次長兼商工観光課長 現時点でコールセンターの経費810万円を見込んでおります。以上です。

○岡田 それでは最初に、予算、18号から伺わせていただきます。まず、高柳の東口の駅前広場なんですけれども、この進捗状況をお聞かせください。

○道路整備課長 現在道路整備に関わる用地の取得に向けて地権者と交渉中なんですけれども、取得に関する地権者数ベースでの進捗率は全対象者が5名のうち取得済みが1名ですので、約20%の進捗率でございます。以上です。

○岡田 全体のスケジュールなんですけど、当初どのぐらいでしたっけね。どのぐらい遅れているのかということをお聞きしたいと思います。

○道路整備課長 当初令和8年度での供用を目標にしておりましたが、現在令和9年度からの工事着手を目指して進めております。以上です。

○岡田 今回の購入の土地については先ほど御説明があったんですが、これ全体はどのぐらいの広さで、今回はそのうちのどのぐらいの広さなのか教えてください。

○道路整備課長 今回取得します面積が3.77平米になりまして、事業全体での面積が2,961.68平米になります。以上です。

○岡田 ちょっとイメージが少し分かりました。まだまだちょっと先が長いのかなと思いますけれども、相手があることなのでいつも御答弁いただいておりますので、そこら辺はこれ以上ちょっと踏み込みませんが、当初令和8年ということで話が、ちょっと期待がやっぱり地元でも大きかったということとか、様々影響があると思いますので、ぜひスムーズに前進できるように御尽力いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いてが示談の件なんですけど、これ割合が9対1というふうに事前の説明では伺っていたと思うんですけども、これの根拠を教えてください。

○北部クリーンセンター所長 こちら保険屋さんたちが使っている過失相殺率の認定基準というのがありまして、こちらのほうで信号機のない交差点でこのような右折車両が直進車と事故を起こしてしまった場合、右折車両のほうは8、直進車が2というのが基本の過失割合だそうです。今回の場合、じんかい車が右折しているんですが、こちら減速を十分にしていなかったというところで1割増になりまして、9対1となっております。以上です。

○岡田 ありがとうございます。少し本件と関わりがちょっと薄い質問になるかもしれませんが、これ事故が起こったのが8月8日の午後1時ということで、かなり暑い時間なのかなと、夏のね。今日も昨日もおとといもこんなに暑い中で、日中1時というところがかなり運転をしている方にも負担があるのかなと思っております。今年からですけれども、御存じのように改正安全衛生法規則というのが施行されていますので、行政というか、市役所の立場としてもやっぱりこういう熱中症対策含めたところで今年はさらに注意していただいたほうがいいのかなと思っていますが、各課レベルというか、課のレベル、担当レベルで熱中症対策というのは十分になされているのかちょっと心配なので、最後お聞かせください。

○北部クリーンセンター所長 熱中症のことに関しましては、昨年安全衛生委員会のほうで某大手飲料メーカーさんを招きまして、スポーツ飲料なんですけども、こちらのほうの接種の在り方などの講習を実施しているのと、今年度につきましては冷凍庫のほうに、ペットボトルで水を凍らせまして、外に出る方、収集車に出る方全員に自由に持っていってもらえるように配慮させていただいております。以上です。

○岡田 本当くれぐれも外出て働いていらっしゃる方のまず安全面に配慮していただきますようによろしくお願いいたします。

続いて、22号、おこめ券について伺います。いろいろ議論たくさん出ているんですけども、私の中で少し重なる部分があったらすみませんが、御理解いただければと思うんですけども、いろいろ案が出たと。その中で最終的に候補となったものはどういったものだったのでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 先ほどもちょっと御案内したんですけども、推奨事業メニ

ューというのはそれぞれございました。その中で、候補として挙がったものとしては、やはり給食費の助成、水道料金基本料金の減免、あと広くお願いできるようにキャッシュレスポイント還元事業といったところでの候補がございました。以上です。

○岡田 その中で最後おこめ券に決定した理由は何でしょうか。

○次長兼経営戦略課長 先ほどもお答えさせていただきましたけども、消費者物価指数の中でも捉まえておるんですけども、全体の物品でやはり3.6%1年間で上昇していると。生鮮食品でいえば4.5%上昇、御紹介させていただいた米につきましては98.4%と比類の倍近くの値上がりといったところでもございましたので、やはりこちらの点を支援したいといったところが施策の考えたところでもございます。以上です。

○岡田 今度対象者についてなんですけれども、これも多分いろいろ検討されたと思うんです。例えば、ちょっと言い方が正しいか分からないんですが、薄く広くとか、厚く狭くとか、そういういろいろ対象を考えられた中で、今回の住民税非課税世帯以外の、今回以外のいろいろ検討というか、そういう案もあったのでしょうか。

○財政課長 対象者ということなんですが、今回交付金で交付される金額が1億1,400万円、少し限られた財源というところございまして、これ例えば人口で割り返しますと1人当たり260円になってしまうとか、全世界帯で割り返しましても1世帯当たり540円というような形になってしまうというところもございまして、やはり財源の中で対象とできるところと、かつ令和7年度は当初予算で水道料金の基本料金免除、また給食費の値上げ分の半額助成といった事業を実施しておりますが、そういった実施事業の対象となっていない別の方を支援するという観点で考えまして、非課税世帯の方におこめ券を配付するという事業を考えさせていただいたところでもございます。以上になります。

○岡田 この質問をした理由なんですけども、ちょっと会派の中で、例えばなんですけども、もっとぎゅっと絞ったらどうか、例えば生活保護の対象者とか、もっとぎゅっと絞って、金額を少し厚くしたほうがいいんじゃないかという意見もあったので、今の質問させていただいたんですが、これに関してはお答えできればいただければと思うんですけれども。

○財政課長 生活保護の方という観点も確かにあるかと思うんですけれども、ただそこは今回物価高騰の影響を受けている方ということで、生活保護の方ももちろん非課税世帯の方ももちろんというところで、財源に限られるとはいえ、あまり対象を絞り過ぎるのもというところもございまして、そこは御指摘のような生活保護の方だけということではなく、非課税世帯の方までというところでも考えさせていただいたところでもございます。以上になります。

○岡田 今後のスケジュールについて昨日の質問の中でも少し触れられていたような気もしますが、もう一度お聞かせください。

○次長兼商工観光課長 議案可決いただいた際にはその後契約手続等に入りまして、最低でも2か月、3か月程度はちょっとかかるかなと思っております。以上で

す。

○岡田 そうしますと、この券でお米を実際にお米に買えるのはいつですか。いつ以降ですか。

○次長兼商工観光課長 9月ないし10月頃を見込んでおります。以上です。

○岡田 昨日のうちの会派の永山議員が質問をしていた中で、水道料金の減免ということも、先ほどのお話にもありましたけど、もう一つ案としては上がったと。水道料金の中で今年の5月あるいは6月で基本料金のみですけれども、行っているわけですね。ということで、その金額は補正予算で分かっているんですけども、この際に、今回例えば非課税世帯のみに絞ったときの事務手数料などはどのぐらいになるのかということ教えていただけますでしょうか。

○料金課長 料金課が会計年度任用職員を雇用して実施した場合なんですけど、おおよそ2,200万円前後というふうに試算しております。以上でございます。

○岡田 要するに全世帯のデータしかないから、抽出するとそれだけ会計年度さんを採用して、そのための事務手数料が2,200万円かかってしまうよというような御回答でよろしいでしょうか。

○料金課長 人件費と、あとは電算の費用含めて大体2,200万円前後になるかと考えております。以上でございます。

○岡田 分かりました。やっぱり皆さんの話の中でも出ていますけども、今回事務手数料が3分の1以上になっているところがみんなちょっとはてなとか、ううんというところだと思うんですね。圧縮の話なども出ていますけども、具体的に担当課のほうでは、これいろいろコールセンターがとか、そうやって積算しての多分計算でしょうけども、ぎゅっとこれを全部……全部じゃないですね。これを、無駄を本当に省いたときにどこら辺まで圧縮できるのかというところは試算していますでしょうか。

○次長兼商工観光課長 具体的に金額全体で幾らかというところまでは試算できていないんですけども、先ほど申しました他市の例ではやはり封入、封緘作業と発送を一体で発注して、宅配便を活用することでそれこそ何分の1というレベルまで下げているところがございますので、ちょっとそういったやり方に倣って圧縮はしてまいりたいと考えています。以上です。

○岡田 正直そこが多分今回の大勢の議員の判断の一つなのかなと思っています。そこら辺が少し見えてくると、幾らぐらいまでぎゅっとできるのかと、絞れるのかなというところが議案に多分賛成できるのか、反対できるのか、率直に言うとそういうところの一つの思案なのかなと思っていますんですけども、なかなかお答えづらいですかね。

○次長兼商工観光課長 申し訳ございません。金額は、ちょっと試算ができておりません。以上です。

○岡田 じゃ、最後にコールセンターのお話なんですけども、これ一般的な話なんですけども、やっぱりコールセンターというのはこういった補助金、給付金のときには

市役所にとって必須なのではないかという問いを私ちょっと、本件と直接関係ないかもしれないんですが、お聞きしたかったんですね。いろいろな、いわゆるカスハラ系ですとか、例えばこういう補助金、給付金をするときにはいろんな問合せがあって、皆様の業務に支障があるから、どうしてもこういうのは大事なもののなかというところをちょっと最後お聞きして、私の質問は最後とさせていただきたいんですが、お答えいただけますか、どこかで。

○次長兼商工観光課長 ケース・バイ・ケースのところはあるかと思えます。今回のおこめ券の配付で申し上げますと、恐らく自分が対象なのかどうかというお問合せ、あるいは実際に券はどこで使えるのかというお問合せが多くなるかなと思っています。特にどこで使えるのかというお問合せに対しては、事前にどれだけお知らせができるかというところである程度件数を調整できるかなと思っておりますので、そういった事前の工夫も加えながら、極力コールセンターはその設置の是非も含めて調整していきたいと思っております。以上です。

○岡田 分かりました。最後、すみません。よく他自治体でそういう苦情の電話が殺到してみたいな、今マスコミで少し取り上げたりもしているので、本市でどうなのかなと心配していたんですけれども、コールセンターは基本的にそういうために設置するというよりも、おこめ券どこで配られるのかとか担当とか周知することで解決できるような、そのためのコールセンターだよということによろしいわけですよ。ありがとうございます。以上です。

○坂巻 おこめ券についてお尋ねいたしますけども、こういう国からの交付金に、こういう事業はやらなきゃならないもんなんですか。

○次長兼経営戦略課長 やらなければならないというよりも、実際に国のほうからこれは全国一律というか、計算式は私ども承知しておりませんが、全国に幾ら各市町村に配分するというようなアナウンスが来ますので、それを全く使わないというのはちょっと考えとしてどこの自治体もないのかなというふうに認識しています。以上です。

○坂巻 今も話出ていますけども、結局このお金を使うためにそれぞれ自治体ではさらに自分たちのお金を使うわけですよ。そういうこと考えると、私は今話聞いていて、この話が出たときからちょっとすっきりしないものあるんですけども、これを使わなかったらペナルティーがあるとか何かあってあるんですか。

○次長兼経営戦略課長 ペナルティーというのは聞いておりません。以上です。

○坂巻 じゃ、おこめ券は分かりましたけども、あとこれも変な質問で申し訳ないけども、柏の葉で実験場所としてやっている車の件ですけども、こういうのって突き詰めていって、今答弁、やり取り聞いていますと、私やっぱり一つずつとんと落ちないというのはどれくらい柏市の行政にとってメリットがあるのかなと、そんな感じをふと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○交通政策課長 行政としてのメリットというか、市が受けられるメリットという部分で申し上げますと、やはりこういった自動運転が実現すれば、先ほど申し上げ

ましたとおり、今現在バスの運転手不足というようところが国内でも課題になっているところがございますので、こういった課題にも対応できるということもございますし、あるいは自家用車からこういった自動運転バスに転化、転用が進むということによりまして渋滞の緩和であったり、あるいは環境負荷の低減であったり、こういったことにも影響するというようところがございますので、そういった部分でいえばメリットは感じているところがございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

まず、議案第18号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第22号、令和7年度柏市一般会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで休憩を10分間入れたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後 1時56分休憩

○

午後 2時 3分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

次に、議案第2区分、議案第17号、示談の締結及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 お願いいたします。先ほどの補正予算で損害賠償の内訳については了解いたしました。今後こういう事故がないということが本当に必要だと思いますけれど

も、今車のほうは事故防止の機能等大分進展しているようですが、この点からの今後の見通しを教えてください。

○北部クリーンセンター所長 現在所有しているじんかい車なんですけれども、ほとんどのじんかい車が10年以上使用から経過しておりまして、今普通の自動車についている衝突軽減ブレーキとか、そういったものの後づけとすることができないということ各メーカーからお聞きしております。一方で、令和5年度、おとしになります、国交省さんのほうでトラックなどの車につきましても先ほどの軽減ブレーキの設置とか、そういったものを義務づけされているとお聞きしています。実は来年度じんかい車を1台久しぶりに新規購入する予定になっていまして、そういう今後乗り換える車、新車購入した場合にはそういった安全装置がつくということで、一つ物理的に安全対応ができるのかなと考えてございます。また、職員のほうなんですけれども、安全衛生委員会、職場の安全衛生のみならず、委託業者さんとかとも情報交換して、労務管理的なもの、安全意識向上的なものを共有しながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。事故ゼロとなるようよろしくお願いします。続けまして、この件なんですけれども、議会で諮られましたということは予算の執行などのことが目的ではあるのですけれども、先ほども言いました交通事故防止ということで、市役所全体に大きなきっかけとなるべきものと考えます。そこで、全体的なことですので、奥田副市長にお尋ねしたいところです。この事故の教訓、令和4年から6年度、公用車の事故件数が実は65、81、86と増えております。今回じんかい車の事故ですね。じんかい車の事故の割合よりも実は公用車の事故の割合が令和5年度、6年度、多いと。じんかい車のほうが実は率は少ない。内容はともかくとしてということです。ハインリッヒの法則からも公用車で重大事故の可能性も今後十分あると思っておりますけれども、この点の見解をお願いいたします。

○副市長 全体的なことということで、私のほうからお答えさせていただきます。まずもって申し上げるまでもなく、こういった公用車の事故というのは市民の皆様に対して当然公務に対する信用の失墜を招くものでございまして、本当に心よりおわびを申し上げる次第でございます。一つ一つを見てもやはり注意不足であったり、ミスであったりということで、これは撲滅に向けてしっかり気を締めていかなければならないなというふうに感じております。同時に、先ほど委員から御指摘がありました公用車の事故の増加というのもありまして、これは申し上げるまでもなく、特に最近の若い職員の方は免許を持っていない、あるいは免許を持っていても自家用車を所有しないと。仕事で職場での車を運転するだけというちょっと経験不足的なところも一応あるのではないかなと思っております。先ほどの奥野所長の答弁と重複はしますけれども、ハード、ソフトの両面ということで、車も車でセンサーであるとかバックモニター、こういったものもしっかりと導入していく、計画的にやっていくということもございまして、同時にやはりソフト面、我々の中でも運転講習のようなものを、少しずつではありますけれども、広めているところでございます。こうい

った職員の技術向上と併せて、こういったハード的な支援と、そして何よりも我々がしっかりと気を引き締めて日々運転するということの励行を努めながら、公用車の事故の削減に向けて一生懸命汗をかいてまいりたいと思っております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。以上です。

○上橋 じゃ、お願いします。議案説明のときにもありましたし、会派別説明資料でも載っております。やはり再発防止に向けて交通安全教育をしている。さっきの話ありまして、していただいているんですけれども、どうでしょうか。本市の収集員の運転とか安全に対する意識変容は見えてきましたでしょうか。その辺の所長としての所感をお答えください。

○北部クリーンセンター所長 北部クリーンセンターでは、今回の事故、令和5年度に発生してございますが、令和6年度はこちらが過失割合が高いような事故は起きてございません。そういった中では、今回の本件の賠償金額の関係の事故以来警察の方による講習会とか、また民間の方を招いての講習会とか、そういった成果が少しは現れているのかと思うんですけれども、はたまた運転手は現業職員で、高齢化が進む一方です。そういったシニア向けの講習とか、そういったものを早ければ今年度にも開催したいなと思います。マンネリ化した取組は皆さん飽きてしまうので、ちょっと刺激を与えて、安全意識の向上の維持に努めていければと考えます。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。意識に向けて所長はじめもちろん職員全員意識持って指導等もされているし、運転手、実際ハンドルを握る収集員さんもやはりその意識を高めていってほしいし、高まってきていると信じていますし、でも気を緩めることなく、油断することなく、本当に事故がもうこれ以上これから先起きないという、本当にそれを実現してほしいですので、それに向けての取組は引き続きお願いしたいと思います。今奥野所長から出たワードがありましたので、質問させていただきますけど、比較的高齢化になってきていると。新しい若手の収集員さんはやはり来ないんですか、それとも、来ないのか、それか人事異動で来ることなのかとか、また別の会計年度採用だから来ないとか、若手さんが少ないということについて、その要因とかお答えいただけますか。

○北部クリーンセンター所長 市のほうの直営のじんかい車の運転手は全て現業職員なんですけれども、不補充という方針が市全体でございまして、新規採用の枠がないと。したがって、若い職員はいないということでございます。以上でございます。

○上橋 事情説明もありがとうございます。また何かの機会で教わるかもしれないですけれども、よろしく願いいたします。繰り返しになりますけれども、今後は事故が起きないという、本当にその実現に向けて意識を高めて、業務に当たっていただきたいと思っております。お願いいたします。以上です。

○助川 事故の様子聞けば聞くほどこれ、こういう事故ってあり得るんですかって

聞きたいんですよ。見通しが悪いカーブで前に車が止まっていて、右折をするという。一步間違えれば、これまだ左後ろだからよかったけれども、乗用車とじんかい車の正面衝突だとこれ人命も損なわれているんじゃないかと思ったときに、ちょっとこれ単純に賛成、反対だけしていいのかなということを感じているんですよ。そういったところでは、気をつける云々の前に運転の基本というものがまずできていないんじゃないかと思うんだけど、その辺こういう運転をする心理というのはどこにあるんですか、運転手は。まず、基本これ前が止まっていて見通しが悪いので、前が動いてから安全を確認して曲がろうという判断をするのが私の中での通常の運転の意識なんだけれども、こういう人たちの意識というのはどういうところにあるのかなというのを聞かせてもらいたいんですよ。

○北部クリーンセンター所長 今委員おっしゃられたとおり、私も日常通勤でも車を運転しています。この県道も毎日通っています。私の個人的な見解では、事故、ドライブレコーダーで見たときにあり得ないなって率直に思いました。同乗した助手の人もなぜここでいきなり曲がったのかというのはびっくりしたと。ただ、一方で運転者の方は、聞くと何か無意識に曲がってしまったって正直に言われたんです。先ほどちょっとマンネリ化というお話もさせていただきましたが、お昼食べたら1時過ぎに出て、同じところ曲がって、同じ集積所に向かう、こういったルーチンワークみたいなものがある意味慣れというもの、そこでいつも曲がっているから、周りの視界とかも確認しないまま曲がってしまったというのが要因のかなと思います。そういった中で、ちょっとルートの変更とか、そういったのを半年ごとに職員によっていつも回るところ、同じところじゃなく、違うところを運行するとか、そういった工夫の余地とかを今取り組んでいる最中でございます。先ほどちょっと繰り返しですけども、その取組をこの事故後やったところ、去年は事故がなかったので、何らか少しずつ今までと違う取組というのを重ね重ねやっていきたいなど。それに尽きるのかなというところが正直なところですよ。以上です。

○助川 例えばこのカーブだとミラーをつける、つけなくても関係ないような場所ですよ。土木部、130度ぐらいでしたっけ、ミラーをつける角度って。何かカーブのところミラーをつけるときの、ある程度最低130度以下でないとか駄目みたいなこと聞いたことあったんですけど、分かんない。分かんなければ、数字のほうはちょっとざっくりなんで。

○土木部長 角度のほうの基準のほうはちょっと分かりませんが、カーブミラーというのは見通しの悪いところにつけて、それを見ながら使っていただくということなので、角度というよりこういった見えないところは前方車両がなくなった後に曲がるなりということがドライバーに求められることだと思っております。以上です。

○助川 終わりにしますが、私も例えば柏駅に行くときにそごうの手前を右に曲がって市役所のほうに曲がらなきゃいけないのに、確かに意識しないと真っすぐロータリーのほうに当たり前に、あれ、何でロータリーのほう行っちゃったんだろう

というのはあるわけですよ。マンネリって何となく分かるんで、そうなりとやっぱりそこのところに根本的な原因が出てくるのかなと。意識する、しないの前に毎回運転していて、早く収集しなきゃいけないというところから、無意識でハンドルを切るってなるとすると、その原因というのを取り除かないと、車両に危険装置をつけたりとか何をやっても恐らく効果はないんじゃないかなと。人そのものについてのマンネリ防止策、そこをぜひお願いしたいというよりもやってもらわないと人命が、本当これに関しては運がよかったと思うんです。あと1秒か2秒でもなっていたら正面衝突ですから、相手車両だけでなく、それこそ運転している、助手席もということなので、かなり、もっとももっとんでもない事故になっていたと思うので、そういったところではこの事例はしっかりと周知して、ほかの職員さんとも共有してもらって、こういう事故で済んだうちに対応してくださいということを含めて、以上です。ということで、最後お願いします。

○北部クリーンセンター所長 今委員おっしゃられたことを肝に銘じまして、職員に周知して、安全に努めてまいります。以上でございます。

○坂巻 会派の説明のときもお尋ねしましたけども、この割合ですよ。どうも私はこれ9対1というのは私としてはどうも理解しにくいんですよ。だから、げすな話、保険屋さん同士の駆け引きで役所側って弱いのかなというふうに感じたんですよ。そういうことは、皆さんは分からないですよ。

○北部クリーンセンター所長 先ほど一部御答弁させていただきましたが、保険業者さんたちが過失割合を決める際に使用している過失相殺率の認定基準という冊子がございます。判例から信号機がない交差点での事故での過失割合の基本を右折車8割、直進車2割としております。今回、先ほどもお伝えしましたが、じんかい車のほうが曲がる際に十分に減速をしていかなかったということで、この8割にプラス1割されまして、9対1ということになっていまして、決して市役所だからとか、そういった話ではなく、現場状況によって結論づけられたものと認識してございます。以上です。

○坂巻 市の清掃車が、じんかい車がそんな速いスピードであそこ曲がれないですよ、詰まっていれば、普通に考えた場合に。それと、写真見せてもらったら、じんかい車の後部ですよ。後部ということは、どっちが悪いかといったら直進したほうが悪いように見えるんですよ。それで9対1というのはどうもおかしいなというふうにどうしても納得できないんですけども、それはそれでもうあれですけども、もう一点、このときの運転する乗務員というか、ドライバーは終わってから安全講話とか受けて、それでもう終わりなんですか。

○北部クリーンセンター所長 お答えします。まず、行政処分につきましては、交通事故で4点という処分、運転停止とか、そういった処分はございませんでした。役所内部につきましては、文書による訓告、戒告を受けてございます。以上です。

○坂巻 それで、運転業務はそのまま引き続きやられるわけですか。

○北部クリーンセンター所長 こちら南北クリーンセンターの安全衛生委員会で統

一したルールを定めていまして、このような事故を起こした場合には緊急の安全衛生委員会を開催します。その中で委員の方々と話し合いをしていただき、今回の場合3日間じんかい車に乗らないという措置、その3営業日後に助手として作業に復帰する。計6日営業日以降に状況を確認した上で運転業務を再開するという決まりがございまして、今回のケースはその流れに従いまして、車に再乗している状況でございます。以上です。

○委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第17号、示談の締結及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第10号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 それでは、お願いいたします。では、資料として改正の目的、頂いています。改正の効果、影響等についてなんです、ちょっとこれだけでは少し分かりづらいものですから、もう少し詳しく教えていただければよろしいでしょうか。

○次長兼建築指導課長 今回の議案は、令和7年3月25日に都市計画の用途地域の変更と地区計画の決定、これ都市計画法の決定なんですけども、それがされました。それだけですと、建築確認申請等でその内容をチェックすることができないものですから、建築基準法に基づく、今回議案を上げています地区計画区域内の建築制限条例のほうに同様の内容を入れ込んで、確認申請等でもそのチェックができるようにというような内容になってございます。以上です。

○田口 基本的なことはそういうことなんだと思いますけれども、市長の今回の議会での市政報告で述べました企業の固定資産に対し課税された固定資産税及び都市計画税相当額に補助する制度に変更し、補助上限額を200万円から1億円に拡大すると。このことは関係あるのでしょうか。どの部署かちょっと分かりませんが、お願いします。

○次長兼建築指導課長 当該地区は、都市計画マスタープランで産業創設地区とい

うことに定められておりまして、ライフサイエンス分野の先端産業や研究機関の誘致が図られておりますので、その誘致を確実にするためにそういうものを併せて行っているという趣旨だと思います。以上です。

○田口 それでは、今回の該当企業は、報道にありましたアメリカの再生医療のスタートアップ企業でしょうか。

○次長兼建築指導課長 今回先ほど申し上げました都市計画の変更とか、都市計画提案されたんですけれども、そこは三井不動産と国立がんセンター、その2者が都市計画提案をしております。三井のリンクラボがございまして、そこには3区画がございまして、今1棟建っております、2棟目を今建てている最中でございます。そこで、2棟目のところのテナントとして、今言われたセラレスという企業が入るといふふうに聞いてございます。以上です。

○田口 ありがとうございます。それでは、設置が想定される企業ですけれども、生物系実験施設のバイオセーフティーレベル、グループ1から4のどれに当てはまる施設になると情報入っていますでしょうか。

○次長兼建築指導課長 今おっしゃられたバイオセーフティーレベルなんですけれども、柏の葉のリンクラボ、既存もこれから製薬会社が入るところもがんセンターも含めてレベル2という話を聞いてございます。以上です。

○田口 分かりました。レベル2ということであれば、封じ込め実験室ではないということだと思いますので、ひとまず安心はいたしました。

○松本 この地域に地区計画がないと何かデメリットがあるんでしょうか。

○次長兼建築指導課長 地区計画の意味が都市計画法の地区計画ということによりしいということでしょうか。すみません。今回、先ほど、今年の3月25日に都市計画の用途地域の変更というのをやっております。2種住居から準工業というところで幅広いものが建つ用途地域に緩和されてございます。緩和されたんですけれども、必要の用途だけに絞るために地区計画の制度を利用して、そこをコントロールしているということになります。以上でございます。

○松本 豆腐屋さんは建てられるんですか。

○次長兼建築指導課長 研究開発施設等に関連すれば、その程度のレベルのものは建つということになります。以上です。

○松本 何か予定あるんですか。豆腐屋さんができる予定あるんですか。

○次長兼建築指導課長 すみません。その予定は聞いてございません。

○松本 なぜこれ入れたんですか。

○次長兼建築指導課長 研究開発施設の中でいろいろな用途が考えられるということもございまして、その辺まで許容するものを入れて、広く研究開発施設を誘致できるようにという考えだったと思います。以上です。

○松本 地権者何名ですか。

○委員長 分かりますか。

○都市計画課長 地権者は、2名となっております。

○松本 そうすると、制限を設けなくても2地権者の考えでやっていただければ、特に制限を設けなくても大丈夫な気がするんですが、何か2地権者で問題あるのでしょうか。

○次長兼建築指導課長 確かに提案者がコントロールしている間は、おっしゃるように、違うものができるのは想定がなかなかできないのかなというのは委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今後、今回の地区計画条例、基準法の条例にも入れることによって仮にですけれども、権利者が替わったりしてもそれが有効に規制が働くというふうに考えてございます。以上です。

○松本 そしたら、地区計画や制限があってもなくてもやることは変わらなかったであろうと考えてもよろしいですか。

○次長兼建築指導課長 ただ、都市計画提案を受けた際に柏市のほうからも評価委員会のほうから事業所のほうにお伝えはしているんですけども、やはりちゃんと目的を絞ってやるようにという、用途を絞るようにということも指導してございます。その中で、地区計画も都市計画提案の中でされてきているというような状況だと聞いております。以上です。

○松本 条例の第6条第1項の別表第3の関係なんですけど、最低敷地面積を定めないのはなぜですか。

○都市計画課長 今回提案に基づく地区計画を設定しておりまして、提案に最低敷地面積が含まれておりませんので、こちらのほうで、市のほうで追加して設定するというを行わなかったということでもあります。以上です。

○松本 将来的に安定した土地利用を考える場合にやはり最低敷地面積が一番有効だと思うんですけども、将来地権者が替わることを恐れてこうやって地区計画を定める中で、最低敷地面積定めないというのは何か有効性が疑問なんですけど、その辺りは大丈夫でしょうか。

○次長兼建築指導課長 がんセンターについてもホームページ等を見ると建て替え計画があるという形でそのまま利用されていくだろうと。あと、リンクラボのほうも土地所有者は別におりますが、三井のほうで土地を借りて、建物を建てて、将来的には3棟ということになると思うんですけども、そこで運用している限りある程度の期間は、先ほどとちょっと相反してしまうのかもしれませんが、担保が取れていくんだろうというふうに思っております。以上です。

○松本 それであと、豆腐屋さんなんですけど、豆腐さんは50平米以下のものに限られていまして、単純に豆腐屋さんできるとは考えにくくて、何か研究の関係で、遺伝子なのか何なのか分からないんですけど、そういったものをつくる時には50平米では到底足りないと思いますが、ここはどういうことなんでしょうか。

○次長兼建築指導課長 もともと第2種住居地域だったんですけども、そのときにも、今委員が言われた内容というのは用途地域的にできる内容でしたということもあって、それはそのままできることにしていると。その中で、それ以外にも研究所等で、今回問題になっていたのが研究施設で使うアルコール類ですか、それなん

かを2種住居の範囲だとちょっと足りないのかなということがあって、あとは、それとあと研究施設によってはそこで製品をつくって出荷するということも想定としては考えられるので、そうすると工場の用途として見ざるを得ない部分があって、その辺を今回緩和をしているというような内容でございます。以上です。

○松本 最先端の研究なので、既存の枠でどう規制できるのか、また規制をしたほうがよいのかというのはよく分からないところありますので、今回これを定めることはそれは必要なことだと思うんですけども、今後もやはり適宜協議して、もし見直していく必要があったら見直していくような、そういった進め方をしていければと思います。期待していますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

まず、議案第10号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

それでは、請願第1区分、今期定例会で受理した請願29号、公共交通の充実を求めることについて、主旨1から5を議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○田口 では、お願いいたします。まず、主旨1の内容に関しまして、本市、中核市ですけれども、中核市市長会が昨年2024年11月に地域公共交通のリデザインの実現に向けた提言についてというものを発表しておりますけれども、これについて御存じでしたら、その内容、概略をお教え願えますでしょうか。

○交通政策課長 今委員お示しいただいたとおり、令和6年の11月ということで中核市長会が取りまとめた提言ということになります。地域公共交通のリデザインということで、再構築というふうに受け止めておりますけれども、持続可能なまちづくりを目指すということで、より実効的な施策を展開できるように国に支援策を

講じてもらえるよう提言としてまとめたものだと理解しております。以上でございます。

○田口 それでは、この中核市市長会で柏市が、過去ですが、地域公共交通について発表したということはありましたでしょうか。

○交通政策課長 私が把握している限りでは、なかったのではないかというふうに思います。以上でございます。

○田口 それでは、先進市となることが望ましいとは限らないかもしれませんが、今後柏市も頑張っていければなと思っております。それでは、この提言ですけれども、コミュニティ交通の重要性が、確認ですけれども、訴えられていると解釈してよろしいでしょうか。

○交通政策課長 私どもとしては、コミュニティ交通というか、公共交通の充実ということについてはしっかりと取り組んでいくということもございますので、そういうふうな受け取り方でございます。以上でございます。

○田口 この中で地域間幹線系統確保維持国庫補助金の補助要件のことが述べられています。ここには複数市町村をまたいで運行していることとされていますけれども、先日の一般質問でも近隣市をまたいでといいますか、かすって運行しているコミュニティ交通についての言及がありました。この点について補助金が現時点で受けられるかどうかの認識はありますでしょうか。

○交通政策課長 こちらの補助金の補助要件というところがいろいろ詳細確認しないとということがあるんですが、1日の輸送量の要件とか、そういったことについても補助要件になっておりますので、近隣で行われているものと活用しながら柏市がというところが当てはまるのかどうかというのは分かりません。以上でございます。

○田口 この提言では、中核市市長会として各地域の実態を踏まえながら単一の市町村内で完結する路線への補助も国に要望するというようなことがあります。こういった点からも、今お話しした単一ではなく、かすっているわけです、少なくとも。そういったところについては、やはり他市と協働して、協力してコミュニティ交通の運用を行うというお考えはありますでしょうか。

○交通政策課長 確かに委員おっしゃるとおり、市機関をまたがるコミバス等の活用については私どもの現行の計画では位置づけはございませんけれども、双方にとってのメリットが見いだせるということになれば、非常に有用な取組の一つじゃないかなというふうには考えております。いずれにしましても、現行で運行しているのはどちらにしても柏市ではないというところございますので、やはり近隣市とはそういった意味でも情報交換はすべきかなというふうに思っております。以上でございます。

○田口 期待しております。

では、主旨2についてなんですけれども、柏市で11の交通空白不便地域が確定したのはいつでしょうか。

○交通政策課長 平成31年だと思うんですが、柏市地域公共交通網形成計画策定のタイミングで公共交通空白不便地域を定義したということだと認識しております。以上でございます。

○田口 大分時間がたっているかなと思いますので、ぜひ頑張って進めていってほしいと思いますが、次、柏市、今回一般質問でも出ましたが、コミュニティ交通の手引について市民の意見、受け止めという点でちょっと言葉はきつくなりますけども、こういう一般質問もあるので、住民丸投げで、諦めさせるための、そういう手引ではないかという言及もありました。住民がまずやれというメッセージと私も直接受け取っている住民の方もいらっしゃいます。失望したと。これに対しては、どのようなお考えでしょうか。

○交通政策課長 これまで令和2年度、3年度と公共交通空白不便地域の皆様方にアンケート調査を実施してきておりまして、その後ヒアリング等も行いながら、地域の取組というのが幾つか既に行われていると。具体的に申し上げますと、買物支援タクシーであったり、一部でコミュニティバスの運行というところもつながっていると。こういったところを少し取組を進めていければというところで、やはりこういった取組を見ていると、地域の皆様方に積極的に関わっていただくことによりまして地域の総意であったり、あるいは地域それぞれの抱える実情みたいなところをしっかりと反映できるような移動サービスを提供できるんだなというところを感じております。また、地域一丸となって取り組んでいただくことによりまして利用者数を向上できるというような、そういった機運の醸成にもつながる非常に有益な取組だなというところを感じまして、これを広めていくためにコミュニティ交通導入の手引を策定いたしました。この手引の運用に当たりましては、確かに地域の皆様方に積極的に関わっていただきたいというような枠組みでつくっておりますけれども、これで全く市は何もしないのかと申し上げますと、そうではなくて、きちんと市は総合的な調整もさせていただきましますし、それぞれのタイミングにおいてきちんと相談を受けていきたいなと思っておりますし、最終的に運行が実現した際には補助金という形での支援も継続していくというようなことで考えておりますので、決して押しつけているというような手引ではないというふうに私どもは考えております。以上でございます。

○田口 確かに頑張ってつくられて、意気込みもあられるとは思いますが、しかし現在声を上げていらっしゃる方が、75歳以上の方がやはり多いという、免許の返納のこともありますが、そういった点で住民が総意を集めてというのはなかなか年齢的に厳しいものがあるとはお考えにならないでしょうか。

○交通政策課長 委員御指摘のとおり、確かにそういう側面はあろうかなとは思っております。ただ、私どもも全てをお任せにするわけではないというのは先ほど答弁したとおりでございますけれども、相談をさせていただく中で地域でどこまでの範囲だったらできるのかというまさに地域それぞれの実情というのもございますので、そういったことも含めて市に御相談いただきながら、地域の方々と共につくり

上げていくということを想定しております。以上でございます。

○田口 私たちも頑張りますので、ぜひ一緒に頑張ってくださいと思っています。

それでは、続きましてこれにも関連しますが、一般質問でも言及ありましたワニバースの新規ルート、これからということになると思うんですが、どのような方向性で行うか、まだたたき台というのもできていないかもしれませんが、答えられる範囲でお願いいたします。

○交通政策課長 委員おっしゃっていただいたとおり、まだ業務のほうに着手していないところで、どのタイミングでどういうふうにといつところまではまだないところではあるんですけども、その中でも今現在予定している検討の内容を少し御説明させていただきますと、まず基礎的な調査から進めてまいります。人口であったり、施設立地状況、本当に基礎的なところですけども、地形、道路状況、それと不便地域の状況、現況というところを基礎調査として行うと。それとともに、携帯電話等の位置情報から市民の移動であったり、交通需要といった現況、こういったものについても調査、分析を進めていくということで、こうした調査、分析を進めていながら新規のルート案、あるいは区域になるかもしれないんですけども、こういったところを複数案提案をいたしまして、提案した案について事業費を算定して、事業採算性であったり、あるいは実現可能性であったり、そういった内容について評価していくということで予定しております。以上でございます。

○田口 では、多くの方がその恩恵にあずかるということを期待はしております。よろしく申し上げます。

それでは、主旨3のアンケートについてなんですけれども、5年前とここには書いてありますが、このアンケートはどのように行われたのでしょうか。

○交通政策課長 先ほど少しお話ししました令和2年度、3年度にかけまして公共交通空白不便地域11地域ということで、32の町会さんから回収をさせていただいたアンケート調査になります。配付につきましては約1万8,000世帯になりますけれども、配付をいたしまして、回収できたものが1万2,500世帯でございますので、約70%の回収率という状況でございました。以上でございます。

○田口 それでは、この主旨にありますように、アンケートから5年たったということですけども、アンケートの趣旨等からしても、もうそろそろ次のアンケートが行われてもいいということは認識されていますでしょうか。

○交通政策課長 確かにアンケートから5年という経過年数でございますけれども、今現在まさに、先ほども御答弁しましたとおり、地域の方々と既に様々な移動課題、実態について協議というか、意見交換というか、そういったことを進めておりますので、今後も引き続きコミュニティ交通の導入の手引を活用して、そういった取組を進めていきたいと考えておりますので、改めてアンケートを取るというよりも具体的な協議のほうを進めさせていただければなというふうに考えております。以上でございます。

○田口 デジタル化も進んでおりまして、アンケートを行うということも、スマホ持っている、持っていないはありますけれども、根拠資料としてかちつとしたものは難しいかもしれませんけれども、アンケート自体はスマホなどで割と手軽に誰でも実はつくれるという状態なんです、そういった点からも意見集約としてのそういったアンケートというのは考えられませんか。

○交通政策課長 そのアンケートの中身と、あと目的によるかなと思っていて、前回取ったアンケートというのはまさに地域それぞれの課題ですとか実態というところを把握するために取ったものでございますので、そういった意味では細かく、そして回収率も上がるように町会の方々に回覧等もしていただいたりというような、そういった御苦労もしていただきながら、御協力いただきながらここまでの回収率になっているというところがございますので、今のところデジタル化というようなことでの対応というのは今現在ではちょっと考えてはいないです。以上でございます。

○田口 デジタル化云々にかかわらず、市が行政を行う上で市民の意見の集約を行うということとはごく当たり前のことだと。お金のかかる、かからないは別として、民意の集約ということになるかと思えますけれども、この点からはどうでしょうか。

○交通政策課長 アンケート調査というようなことで申し上げますと、実は令和5年の10月にも、対象が非常に少ないアンケート調査ではあるんですけど、市内在住の方500名ほどのウェブアンケートというのも実施したということがございますので、こういったアンケートというのは今後も進めていければなというふうには考えております。以上でございます。

○田口 様々な社会科学の学会など行きますと、普通にアンケートが論文になると、こういうことでございます。それは、行政も恐らくそう隔たりがあるものではないのではないかということですので、ぜひ常日頃から集約をするような体制整えていただければと思います。

それでは次、主旨4について参ります。公共交通の部署のことなんです、現在御担当部署の交通政策課の業務内容を教えていただいでよろしいでしょうか。

○交通政策課長 私ども公共交通担当という担当と道路交通担当という2つの担当制で一つの交通政策課となっておりますが、この公共交通担当に関しましては総合交通計画、公共交通の企画調整ということを業務として担っておりまして、具体的に申し上げますと鉄道、バス、タクシー事業者等との調整であったり、あるいはワニバス、カシワニクル、こういったことの運行を行っておりますので、こうした運行に関する調整、それと先ほど来出ておりますが、地域の皆様方と意見交換をしたりという地域とのコミュニティ交通導入に向けた調整というようなことが主な公共交通担当の業務になっております。以上でございます。

○田口 公共交通担当と道路交通担当の人数の内訳を教えてくださいませんか。

○交通政策課長 公共交通担当が5名、道路交通担当が3名の体制になっておりま

す。以上でございます。

○田口 これまでの柏市議会で私どもの会派、岐阜市に視察をしたということを何度かお話をしておりますけれども、こちらの交通政策課は交通計画係と交通施策推進係と地域交通推進係、この地域交通推進係というのがコミュニティ交通ということのようですが、それぞれ4、5、5と、このような人数でございますが、こういった公共交通、ここにあるような専任部署といますか、ここは係ということになりますけれども、このようなことの参考をされたことありますでしょうか。

○交通政策課長 特にそういった他市の事例というのを参考に体制を整えたというのはございません。以上でございます。

○田口 先ほどの主旨3までの御説明で、住民の意見を聞いていくということになると、ここの主旨4にあるような部署がやはり必要なのではないかということは私個人としても想像をいたしますけれども、ここにあるような専任部署ができることによっておっしゃられるような住民とのコミュニケーション並びに意向を知ることがより可能になるのではないのでしょうか。

○交通政策課長 今現在専任部署という意味では私ども交通政策課というところで担っておりますので、改めての専任部署というところは想定はしていないんですが、先ほど予算のところ委員のほうから新規ルートのお話、御質問いただきましたが、そういった新規ルートということの導入ということが今後可能性としてあるというところを踏まえていくと、専任部署とはいきませんが、例えば増員というような選択肢はあるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○田口 市役所というのは一定期間ごと、割と短い間隔で異動する方も多いということなんですが、専門性というものを持っていらっしゃる方も恐らく必要だとは思いますが、この点ではやはり専門性という点からはどうでしょう。

○交通政策課長 専門性という意味でいいますと、確かに全く違う部署から異動してきた人間がいきなりできるかといいますと、すぐというのはなかなか難しいかなとは思いますが、私ども交通政策課の部署というのは土木の技術者というか、土木技師が半分程度を占めておりますので、そういった意味では様々道路行政に精通していたり、様々なそういった土木系、交通系の知識というものは持った上で課として体制を整えているところでございます。以上でございます。

○田口 ぜひ主旨も踏まえて、今後のことを期待してはおります。

それでは、主旨5になりますけれども、先ほどもちょっと述べましたけれども、今まさに団塊の世代の方たちが75歳を超え、移動手段に本当に困っていらっしゃる。これは、市議会の答弁等では調査研究を進めてまいりますというのが非常に多いんですけれども、しかし病院送迎バスもということなんですが、あらゆる手段を使って移動手段を確保すると、こういうお考えはありますでしょうか。

○交通政策課長 私ども令和6年3月に柏市地域公共交通計画という計画を策定しております、委員今おっしゃっていただいたように、病院バスも含めてになりますけれども、企業バス等との連携検討というのを施策の一つに掲げておりますので、

地域にある移動手段という意味ではこういったものについても貴重な移動手段になり得るということで施策として掲げているものでございます。以上でございます。

○田口 ぜひ期待いたします。じゃ、全体にわたってなんですけれども、今もちょっと述べましたが、この請願が、私の認識ですけれども、特に団塊世代以上の高齢者が本当に困り果てて、やむにやまらず出された緊急を要する請願であると、この点は御理解いただけていますでしょうか。

○交通政策課長 そういった認識でございます。以上でございます。

○上橋 よろしくお願いたします。では、提出された請願の本文からちょっと言葉を引用させていただいて、まず質問いたします。主旨3にあるような公共交通空白不便地域だけでなく、お出かけ困難地域という文言を引用しての質問なんですけど、市としては公共交通空白不便地域と認めたところと公共交通空白不便地域じゃないけれど、市民が困っているという地域、あとそこに優劣つけて、空白不便地域のほうが優先だと、そっちの、困難地域のほうが下だという感覚、意識はあるんですか。

○交通政策課長 私も公共交通空白不便地域の対応ということを計画上にも位置づけておりますので、まず優先して取り組むという意味ではそういう地域が対象ということにはなるんですけれども、先ほどコミュニティ交通導入の手引という手引のお話をさせていただきましたが、この手引については地域の皆様方が相談していただけるきっかけとなるようにつくったという趣旨もございまして、その手引にも実際に書いてあるんですけれども、原則不便地域の方々対象というふうにはしておりますけれども、これに限らず地域でそれぞれ移動にお困りのことがあれば適宜御相談いただければ、そういった御相談に応じていきますということで対応させていただいているというようなところがございます。以上でございます。

○上橋 分かりました。請願者はみどり台地域の方で出されているけど、みどり台じゃない、ピンポイントになっちゃいますけども、例えば根戸でもそういう声上がっているけれども、当時モラージュ柏の、我孫子駅、モラージュ柏路線、主旨5にも絡んでくるんですけれども、さっきも答弁ありましたけれども、ところはそれがあったりするから、コミュニティ交通やってもそっちをというところで、やっぱりどっちかという住民の思いは通らなかったと。けれど、それが今廃止になっているし、それからやっぱり本当に困っている声が強くなってきていると。これ事例として、すみません、まず挙げさせていただきました。やはりそういうニーズ。だから、原則として公共交通空白不便地域というのはあるけれども、市民感覚としては困っているし、市民感覚的には我々のとこだって不便だというところ、やはりいっぱいあると思うんですね。市としては、先ほど課長答弁でもちろんそういう不便地域に限らずともちゃんと向き合っていきたいという思いは感じましたので、お願いしたいのですが、でもまだ質問続けさせていただきます。今回こういう請願出たのは、みんながみんなそういう行政に相談してやっていくのは、政治とか行政に精通している市民だけじゃないと思うんです。やっぱりそういうところの手法、ノウハウとか感覚分からない市民もいると思うんですね。いらっしゃると思うんですよ。

なので、やはり相談来てからやってほしい、向き合いますという受け身の姿勢でなくて、こっちから赴いていくという姿勢が大切だと思うんですが、やはりそういう気持ちはお持ちでいらっしゃいますか。

○交通政策課長 今年の6月にコミュニティ交通導入の手引を策定したんですけれども、この策定したものを各不便地域の町会さんに配付をさせていただきまして、配付をした際に説明は必要であればもちろん、必要なければ行かないんですけれども、必要あればおっしゃっていただければこちらから出向いて御説明をさせていただきますということで、今現在複数の地域の皆様方とは説明をさせていただきながら意見交換をしているという状況でございますので、私ども何も待っているというようなことではなくて、そういう御連絡をいただければ地域で、個別、個別というのはなかなかちょっと難しいんですけれども、ある程度の固まりというような複数の方で説明に来てくれと言われれば、そういう形で対応はしていきたいと考えております。以上でございます。

○上橋 答弁ありがとうございます。決して待っているという認識がないということで分かりましたけれども、先ほどあった今の5名体制とかだと、営業職のように各町会に定期的に訪問する、やはりそれは厳しいという認識になりますか、業務量的にとか。

○交通政策課長 令和2年度、3年度に公共交通空白不便地域のアンケート調査を取った中では、すぐにでも何かしらの対応が必要というところがさほど多くはないのかなという感覚を持っております。そういった意味では、今現在7地域6団体の方と意見交換をさせていただいておりますけれども、順次そういう意見交換をさせていただきながら、それに多少件数が増えたとしても今の体制で何とか回せるぐらいのかなというふうな感覚を持っております。以上でございます。

○上橋 今の現行の業務に対する、業務の進め方と市の感覚は分かりましたけれども、私の主観も含まれるかもしれないけれども、請願者含めて市民の感覚と市の担当課の感覚がずれていることもあり得るかなと思いましたので、こういう請願が来ているというのは、先ほど課長もこれは緊急性があるというふうに受け止めているとおっしゃられましたし、こういう思いを持っている市民があると思っておりますので、担当課、やはり市のよりよい交通の実現のために頑張ってくださいが必要が、要望しちゃった。すみません。要望になっちゃった。止めます。すみません。そういうふうな、やはりこういう思いはありますので、よりよい姿勢が、交通政策が進んでいくことが必要であると考えます。以上です。ありがとうございます。

○松本 項目の1に柏市にふさわしい公共交通の充実とあります。柏市の公共交通の一番の課題は何ですか。

○交通政策課長 複数あるんですけれども、やはり既存の路線バス、既存の公共交通、これの維持ということがまず一番大事だなということが一つございます。そこがあって、次に公共交通不便地域についての対応ということが求められるだろうというところでございます。以上でございます。

○松本 既存の維持ということで、維持していけなくなっているような状況なんではないでしょうか。

○交通政策課長 全く維持できないという状況ではございませんけれども、近年のバスの運転手不足というところに起因しまして、路線の減便というところは複数生じているという状況でございます。以上でございます。

○松本 減便しないようにするためにどのように取り組んでいますか。

○交通政策課長 バスの運転士あるいはタクシー運転士を確保していくということが非常に重要だろうということで、昨年度からの取組になりますけれども、タクシー事業者、バス事業者と共に合同の就職説明会等を開催しております。以上でございます。

○松本 2番目の交通不便地域という話が今ありましたが、それはどのような問題なんではないでしょうか。

○交通政策課長 公共交通空白不便地域ということで定義をさせていただいておりまして、鉄道の駅から800メートル以上離れた地域、ただし柏駅、柏の葉キャンパス駅は1キロ以上、それとバスの停留所から300メートル以上離れた地域、こういった地域について公共交通空白不便地域と定義づけさせていただきまして、こういった方々はなかなか既存の交通手段というのが利用がしづらい地域だということで、何かしらの対応が必要だというところで対策を講じていきたいというふうに考えております。

○松本 公共交通不便地域の解消の見込みはいかがでしょうか。

○交通政策課長 見込みという意味で申し上げますと、先ほど公共交通空白不便地域の皆さんが全て今現在の状況で困った状況であるということではなくて、中にはもちろん地域として困ったなという地域もありますし、今現在すぐに困っていないよという地域もございますので、そういったところの取組を将来にわたって継続して進めていくということを考えております。以上でございます。

○佐藤 まず、主旨の1からお伺いしたいんですが、43万中核都市・柏にふさわしい公共交通の充実に向け、予算を増やして取り組んでくださいとありますが、現在の柏市の公共交通関連予算は幾らになりますか。

○交通政策課長 令和7年度の柏市の公共交通関連予算は、約1億3,400万円程度となっております。以上でございます。

○佐藤 その主な内訳を教えてください。

○交通政策課長 主なものだけちょっと取り上げさせていただきますと、まずワニバス市役所ルート of 運行補助金が約2,400万円程度、ワニバス南部ルート of 運行補助金が2,900万円程度になっております。また、カシワニクル of 運行委託費が約1,500万円、またワニバスの新規、そして南部ルート of 再編の検討委託費といたしまして1,250万円、またコミュニティ交通、これ地域の方々と一緒に取り組んでいるものですけれども、こういった交通に対する補助金が450万円ほど予算計上しております。以上でございます。

○佐藤 先ほどワニバースの新規ルートの話が出ておりましたが、それは今後予算増はどのような感じなんですか。

○交通政策課長 ひとまずワニバースは新規ルート再編ということで今年度、そして来年度は委託ということになりますので、今年度1,250万円、来年度900万円ほどということで予定をしているところがございますが、もし仮に運行というところまでたどり着くという場合につきましては、1路線当たり2,500万から3,000万円分ぐらゐの運行経費がかかるのかなというふうに想定しております。以上でございます。

○佐藤 じゃ、その部分では予算増の可能性がありということだと理解をしますが、ではこの公共交通関連予算、近隣の同規模自治体ではどのような金額になっていますか。

○交通政策課長 近隣でということになりますと、いろいろな比較があるんですが、私どもで調べているものとしてお伝えできるのが今1都3県の首都圏近郊ということになります。1都3県の中核市7市で比較したというところがございます。令和6年度の公共交通関連予算規模ということになります。その比較ということになりますと、柏市は比較的この中では多くの予算を計上しているほうなのかなという認識でございます。以上でございます。

○佐藤 例えば県内で近隣で同規模自治体の松戸とか市川とか同じ中核市の船橋とか、どれぐらいの予算を取っているんですか。

○交通政策課長 市川、松戸で大体1億5,000万から1億8,000万円、これ令和6年度ということになりますけれども、1億4,000万から1億8,000万円程度、船橋市につきましては5,000万円程度だというふうに把握をしております。以上でございます。

○佐藤 令和6年ベースとお伺いしましたが、先ほど令和7年ベースの金額を聞きましたが、令和6年ベースの柏市の予算は幾らになるんですか。

○交通政策課長 約1億9,000万円ほどになります。以上でございます。

○佐藤 先ほどワニバースの新規ルートで予算増の可能性がありと聞いたんですが、近隣同規模自治体と比べて、じゃ柏市は決して予算規模的に劣っているわけではないという理解でよろしいですか。

○交通政策課長 船橋、市川、松戸と比べればそういう認識でございます。以上でございます。

○佐藤 次に、ちょっと主旨の4番に飛びまして、公共交通を担当する専任部署を設置してくださいとあります。先ほどの質問の中にもありましたが、公共交通担当という部署があるとお伺いしたんですが、これは具体的にはその仕事の中身はどのようなことやっているんですか。

○交通政策課長 柏市のということではよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど少し申し上げましたとおり、鉄道、バス、タクシー事業者との運行に関する調整業務であったり、あるいはワニバース、カシワニクルに関しての運行の調整であったり、あるいは地域のコミュニティ交通の運行に関しての調整、こういったこととなります。以上でございます。

○佐藤 公共交通担当なんですけど、公共交通とは何ぞやというところが、公共交通担当の人は鉄道とかバスとかタクシー事業とかの調整もやっているわけですよ。それに対して、先ほど公共交通関連予算を聞いたときにはワニバスとかカシワニクルとかコミュニティ交通の運行補助とかじゃないですか。公共交通とは柏市としては鉄道、バス事業者も含めて公共交通と考えているのか、ワニバスとかカシワニクルとか、いわゆる市が補助金出してやっているところを公共交通と捉えているのか、これはどちらと理解しているんですか。

○交通政策課長 予算上は確かに多いものとしてはワニバスとか、そういうコミュニティ交通の運行に係る費用というのを予算としては多く計上しておりますけれども、私ども公共交通の捉え方といたしましては鉄道も路線バスも含めて公共交通と捉えております。以上でございます。

○佐藤 主旨の2番についてお伺いします。公共交通空白不便地域、これは柏市として11か所指定しているということでしたが、公共交通の実現に向け具体的に地域と協議を開始してくださいとありますが、先ほどからの質疑を聞いていますと地域との協議を行っているように聞こえるんですが、実際には開始してくださいというのではないということですよ、現在。開始をするということは、現在は協議をしていないということじゃないですか。でも、先ほどからの答弁聞いていると協議をしているように感じるんですが、その住民の皆さんとの意識のギャップというのは何で起きちゃうのかというのは不思議なんですけど、その辺についてちょっと説明してもらえませんか。

○交通政策課長 私どもの認識というところでお答えいたしますと、少なくとも買物支援タクシーというようなことで地域の取組として進んでいただいているのは、これは協議をした結果運行しているものですし、また一部でコミュニティバスの運行しているものも地域の方々と協議をした結果行われているものだと。今後この取組を広めていくために具体的な協議ということになりますと、そこまでの段階にはまだ至っていないという認識ではあるんですけれども、その協議を進めるための様々な共通認識をそろえるための意見交換を既に地域の皆様方と進めている状況でございます。以上でございます。

○佐藤 地域との協議なんですけど、先ほどからの答弁聞いていると、主に自治会さんとやっているじゃないですか、町会さんと。今回の請願を出されているところも公共交通の充実を求める会って、これ任意団体ですよ。だから、町会さんに深く関わっている人たちとそうでない人ってやっぱり地域にいるじゃないですか。だから、町会の人と話をしたから地域と協議をしていますというふうにだけで考えると、どうしてもそこには漏れてきちゃう人たちがいらっしゃると思うんですよ。ですから、ちょっとそのところは少し、町会さんと話したから協議していますよだけでなく、そうでない、その網に引っかかってこない人たちとの協議もぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○交通政策課長 町会、自治会さんとお話をするというのが最も近道かなという認

識ではあるんですけども、私ども必ずしも町会、自治会さんを対象というふうに決めているわけではございませんで、任意の団体を地域の方々でおつくりいただくということであれば、そういった方々とも協議はさせていただく。ただ、やはり地域で機運を醸成していただくということが大変重要なことだと考えておりますので、そういった意味では任意の団体であっても地域の町会さんとは連携をしていただければというお願いをしているところでございます。以上でございます。

○佐藤 主旨の3番についてお伺いします。お出かけ困難地域というのは、これは柏市として指定しているものではなくてという理解でよろしいのでしょうか。

○交通政策課長 私ども市のほうで定義をしている地域の名称ではございません。以上でございます。

○佐藤 アンケートなんですけど、先ほど来の答弁を聞いておきますと、状況、事情が変わらなければアンケートをどのように取るのかというのは非常に考えなきゃいけないとこだと思うんですが、前回取ったアンケートって例えば具体的にどんなことを聞いていたんですか。

○交通政策課長 内容的なところで申し上げますと、例えば日常の買物について移動の際に不便を感じていらっしゃるかどうかということと、あるいは買物の際にバスがあれば利用しますかということを知っていたり、あるいは通院について医療施設の移動に不便を感じているか、また医療施設に行く際にバスがあれば利用しますかというような内容と併せまして、例えば地域で運営するような交通というものがあればこれが必要だと考えますかというような内容についてもアンケートに盛り込んでおります。以上でございます。

○佐藤 仮にアンケートを次回取るとしたら、前回は5年前ですから、どれぐらいの期間のスパンであればアンケートをまた取らなきゃなというようなお考えですか。

○交通政策課長 今現在アンケートを再度という考えはないんですが、今現在で5年というスパンでございますので、私どもで考えているところでいえば、今現在の取組がどれぐらい進んでくるのかによってアンケートの再度の時期というのは検討していきたいと考えております。以上でございます。

○佐藤 じゃ、ちょっと角度を変えてお聞きしますが、柏市としてアンケートをほかのmatterでも取るとして、取ったとして、前例というか、よその部署を含めて何年ごとにアンケートを取るとか取ったとか、そういう前例とかありますか。

○交通政策課長 他部署の取組でいえば、確かに5年スパンというところももちろんありますし、2年置きにやっているというアンケートも多分あるかなというふうには認識しているところでございます。以上でございます。

○佐藤 先ほどアンケートの具体的な内容を聞くと、社会情勢が変わったりとか、あるいは新しく鉄道やバスが通ったりとか、あるいは商業地域ができたりとか、商業施設できたりとか、何らか要因がなければ同じアンケートを取ってもなというのは感じたんですけど、例えば10年経過しちゃったらやっぱりそれは高齢化率なんかも上がったりするから、そのところはどのようなタイミングで次のアンケートを

取ったらいいのかということとは考えていただきたいと思うんですが、現状ではじゃ今のところアンケートを取らなきゃいけない必要性というものはちょっと特に認識していないということではよろしいですか。

○交通政策課長 アンケートの必要性というものというよりは、どちらかという地域の方々との意見交換、協議、そういったところに注力していきたいということではございます。以上でございます。

○佐藤 それはぜひ進めていただきたいと思うんですけど、主旨の2のほうでも地域と協議を開始してくださいとあるわけですから、アンケートを取るより地域とのコミュニケーションを取るのほうが私も非常に大切だと思うので、その部分はぜひアンケートの代替案として地域との協議にもっと力を入れていただきたいと思いますし、主旨の5番についてお伺いしたいと思いますが、流山や我孫子のように病院の送迎バスなどの空席を高齢者が利用できるよう関係者と協議を開始してくださいとあります。我が会派で議論したときに、病院の送迎バスってだから本来の目的は病院の送迎なわけですよ。そこに空席がある、ないって、それは分からないことですよ、そのときまで。本来利用する人の邪魔になっちゃやっぱりいけないというところがあって、ここはどうなんだろうというクエスチョンも出ていたんですが、現在本来は病院の送迎が目的のバスを我孫子や流山で利用しているに当たってどのような評判というか、現状というか、あるいは問題点、課題点というのを聞いていたら教えてください。

○交通政策課長 他市さんの現状というか、どういう苦情があるのかというところまでの、まだそういった聞き取りまでは進んでいないんですが、本市におきまして、令和5年度になるんですけれども、企業バスの送迎を行っている、これ病院のバスも含めてなんですけれども、アンケート調査を実施しておりまして、そのアンケート調査をした結果、送迎バスを一般市民の利用に活用する可能性はという問いに対して前向きに可能ですというふうにお答えいただいた企業さんというのが今のところはないという状況を把握しております。以上でございます。

○佐藤 分かりました。では、手引策定後、先ほどの答弁で7地域6団体と意見交換を実施しているとありましたが、この7地域6団体って具体的にはどういう地域、団体なんですか。

○交通政策課長 町会さんが5町会でございます、あとは任意の団体さんが1団体でございます。以上でございます。

○佐藤 任意の団体さんって今答弁ありましたけど、ということはこの請願を出されている人、団体さんとも協議はされているんですか。

○交通政策課長 意見交換という形でさせていただいているところでございます。以上でございます。

○佐藤 協議をされているんだったら、そこは本当深く考えていただきたいくて、協議をしているのにこういう形で請願が出てきているということは、ちょっと重く受け止めていただきたいと思うんですよ。その協議がその方たちにとって満足いく

ものであれば、やっぱりこういう請願は出てこないわけであって、そこは今までどういうやり取りがあったのかちょっと分かりませんし、今日は聞きませんけれど、でもそれを踏まえてこういう請願が出ていることはよく考えていただいて、柏市として反省するところはなかったのかとか、どういう形で声を聞けばよかったのかとか、確かに財源もありますから、できることとできないことってやっぱりそれはあるわけですから、何でもかんでもやれるわけじゃないですから、そこは慎重に検討していただかなければいけないと思うんですが、協議をしているのにこういう請願が出てくるといことは、私はちょっといろいろ考えていただいたほうがいいと思うんですね。それに対してちょっと御見解を教えてください。

○交通政策課長 引き続ききめ細やかにということだというふうに捉えておりますけれども、深く地域の方々がどういう意見なのかというのは少し捉えて、また具体的にどういう方法だったら地域の移動課題に対応できるのかという具体の案みたいところを少し煮詰めながら意見交換とかできるようにちょっと取り組んでいければと考えております。以上でございます。

○岡田 それでは、簡単に質問をします。まず、病院の送迎バスなどの空席を利用できるようにというこの5番目なんですけども、先日の説明の中で以前柏市でもそういったことやっていたよと。問題がいろいろあったのでやめたよというようなお話だったと思うんですけども、もう少しちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○交通政策課長 平成20年ということ、大分昔の取組だったんですけども、2年間ほどでこれが取りやめになったということですが、自動車教習所に御協力いただきまして、3つの教習所で全部で6コースほど御協力をいただいて、空席を無償で提供いただいたというところがございます。こういった苦情があったというところがございますけれども、乗車マナーといったようなところで様々なトラブルがございまして、例えば走行中に勝手に移動されてしまうとか、あるいはシートベルトをしていただけないとか、そういった細かなトラブルが複数ありまして、そういったところがあったということも気にして、ちょっと取りやめたというふうに聞いております。以上でございます。

○岡田 取りやめたというのは、向こうからもうやりたくないというようなお話だったわけですか。

○交通政策課長 それぞれの事業者さんと柏市とで協議をして決めたということだというふうに聞いております。以上でございます。

○岡田 先ほど企業バスについてはアンケートを取った結果今のところ協力していただけないところがないというようなお話をされていたと思うんですが、例えば商業施設とか、柏いろいろスーパーさんなんかもいっぱい走っていらっしゃると思うんですけども、そういったところ含めてこれまで一緒にやりましょうと、柏市のために少し力を貸しますよといったような御意見というのは全くないのでしょうか。

○交通政策課長 企業さん、先ほどのアンケートのことになりますけれども、25社

ほど回答がございました。この25社の内訳を少し申し上げますと、全く難しいと、不可能だというふうにお答えいただいているのは19社さん、それと回答がなかった、要は無回答というところが6社ほどでございます。以上でございます。

○岡田 それ理由は何だと分析されますか。

○交通政策課長 理由に複数記載をしていただいているところには、席に余裕がないというところがまず一つあるのと、もう一つはやはり苦情であったり、あるいはダイヤの乱れというところが懸念されるということで難しいという回答だというふうに捉えております。以上でございます。

○岡田 最後に、1つあれなんです、企業バスというのはどういった業種というか、どういったところなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○交通政策課長 商業施設の送迎バスであったり、あるいは先ほど来出ておりますけど、病院の送迎バス、こういったものでございます。あと、先ほどの事例にも出ました自動車教習所からも再度アンケートを取っているというところでございます。

○委員長 ほかにありませんか。——質疑がなければ終結いたします。

○委員長 それでは、請願29号、主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願29号、主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願29号、主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願29号、主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願29号、主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上、第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 それでは、請願第2区分、今期定例会で受理した請願31号、インボイス制度に関することについて、主旨1を議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○田口 では、お願いいたします。インボイスの制度についてですけれども、幾つか言葉を押さえさせていただきたいと思いますが、まず消費税についてなんですけれども、この消費税、その性質が誤解を受けているところもあろうかと思えます。消費者から預かったお金を必ず国に納めるという間違った認識が小規模事業者を苦しめている面があるかと思うんですが、1990年に東京地裁と大阪地裁で判決が出ていると思えますが、把握していらっしゃるでしょうか。把握していらっしゃったら、消費税が預り金か、そうでないかを含め教えてください。

○次長兼商工観光課長 御指摘の判決、参照させていただきました。また、直近の国会答弁なんかも参照いたしまして、少なくとも預かり税ではないというふうに把握をしております。以上です。

○田口 この判決文からは、消費税というものは預り金でも預り金的なものでもないという認識ができると思えます。それでは、インボイス制度について改めてですけれども、説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○次長兼商工観光課長 インボイス制度は、正式名称、適格請求書等保存方式と申すもので、令和5年10月1日から導入された制度でございます。事業者間取引において消費税額を税率ごとに正確に記載した請求書を保存する仕組みというものです。主な目的としては、複数税率8%、10%に対応して、消費税の計算を正確に行えるようにすること、これによって仕入れ税額控除を行う際にはインボイスを基に税額を確認できるようになる。また、売手は適格請求書を発行するために税務署で登録が必要、また買手はその書類を保存して、税額控除を受ける、これが仕組みとなっているものと承知しています。以上です。

○田口 ありがとうございます。それでは、このインボイスに関して日本商工会議所、東京商工会議所が今年の9月9日に中小企業におけるインボイス制度電子帳簿保存法バックオフィス業務の実態調査結果についてというアンケート調査を報告しておりますが、これについては御覧になっておりますでしょうか。

○次長兼商工観光課長 拝見しました。以上です。

○田口 それでは、その中で中小業者ということになりますけれども、インボイス制度導入によりコスト増を感じるという事業者は何%でしょうか。

○次長兼商工観光課長 免税事業者からインボイス登録によって課税に転換した事業所のうち54.9%が減収したというお答えがあったと認識しています。以上です。

○田口 私が聞いたのはコスト増を感じるだったんですが、すみません、こちらで答えてしまう。48.8%、約5割ということで、先ほどのお答えも参考にはなりません。では、続けまして事務負担の増を感じている事業者は何%でしょうか。

○次長兼商工観光課長 82.2%でございます。

○田口 では、約8割ということで、本当に大変だということですが、次このうち売上高1,000万円未満の事業者のうち一人で経理事務を行っている事業者は何%でしょうか。

○次長兼商工観光課長 約8割でございます。

○田口 もう一度見ていただきたいんですが、92.0%でよろしいでしょうか。本当に大変だということが分かるかと思えます。この回答事業者3,149社あるんですけども、柏市の事業者は何社でしょうか。

○次長兼商工観光課長 商工会議所のほうにちょっとお伺いしたんですが、正確な数は把握できておりませんで、経営指導員の方9名いらっしゃって、おおむね2社程度回答を促すような働きかけをしていただいたということですので、最大で20社程度なのかなというふうには思っております。以上です。

○田口 すみません。2社、20社。（「20社」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。それでは、やはりかなり少ないと。柏市の中小業者ということでは、うーん、かなり少ないと。もっと調べないと実態が明らかにならないかと思えます。その上で、経済産業部と柏商工会議所と、このような調査に関し連携できる信頼関係はありますでしょうか。

○次長兼商工観光課長 商工会議所さんとは中小企業者の皆様の経営課題というところでは非常に頻回にやり取りをさせていただいております。以上です。

○田口 ありがとうございます。ぜひこの趣旨、よく両者とも御理解いただき、進めていただければと思います。私からは以上です。

○上橋 では、お願いします。柏市職員へのお尋ねになってしまうんですけれども、商工会議所のインボイス制度に対する市の見解というのは分かりますか。

○次長兼商工観光課長 ちょっとお話をさせていただいた中では、やはり事務負担を訴える声は聞いているということで伺いました。また、併せてそもそも消費税の制度について詳細を御存じない方もいらっしゃる。ひいてはインボイス制度についてもなかなか理解が進んでいないところもあるのかなという声はいただきました。以上です。

○上橋 御答弁ありがとうございます。では、柏市経済産業部としては、この制度に対してどういう認識とか、お持ちか、答えていただけますか。

○次長兼商工観光課長 消費税法で定められた制度でございますので、その制度の是非について申し述べる立場ではございませんけども、仮により周知が必要ということであれば連携して進めたいですし、またインボイス移行に伴ってDXが必要と

いうことであれば、それらの支援を検討していくということになるかと思えます。以上です。

○上橋 分かりました。御答弁ありがとうございました。あともう一つ聞かせていただきたい。現実として未登録事業者でも取引をやっているというのはあるというところで、それについてはどう思われるか、答えられたら答えていただきたいです。

○次長兼商工観光課長 先ほど田口委員から御紹介をいただきました日本商工会議所における調査においてもまだ未登録の業者がいらっしゃるということですので、市内においても未登録の状態で行いはあるのかなという認識、その程度の回答ですけども、以上とさせていただきます。以上です。

○上橋 可能な範囲だと思いますけど、御答弁ありがとうございました。大丈夫です。以上です。

○佐藤 商工会議所と連携して調査してくださいとありますが、商工会議所はこういう動きを全国的にされていないのでしょうか。

○次長兼商工観光課長 繰り返しになりますけども、2024年の9月の調査、その前2022年にも調査ございましたけども、日本商工会議所の調査を地方の商工会議所の経営指導員が各社に働きかけをして回答を促しているということしか今のところ聞いておりません。以上です。

○佐藤 それは、何社ぐらいなんですか。

○次長兼商工観光課長 先ほども申し上げたんですけども、柏商工会議所の場合ですと9名の経営指導員の方がおおむね2社程度にお声かけをしているということですので、20社前後になるのかなというふうに思っております。（「全国的に」と呼ぶ者あり）2024年の調査では約3,100の回答があったと聞いております。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願31号、主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済環境委員会を閉会いたします。

午後 3時47分閉会